

地域で実践！鳥獣被害対策

被害の現状と対策の基本



町内に設置したセンサーカメラで撮影されたイノシシ

地域全体で 課題を共有

鳥獣被害対策のポイントを一人ひとりが理解したところで、次は地域全体で考え、活動を広げていきましょう。個人で考えた知識や、実践して得た経験を地域で共有し、地域の課題を整理、対策に取り組むことで、私たちの住む地域から有害鳥獣を遠ざけることに繋がります。

また、他者からの目線が入ることで、自分だけでは気が付かなかった改善点や、対策方法が発見できます。既存の対策についても、地域ぐるみで人数を増やして取り組むことでさらに効果を発揮します。地域で共有することで、より厚みのある対策が可能です。なお、地域で話し合いを行う際に、町農業振興課へご連絡をいただければ担当職員も参加します。



地域ぐるみで行う鳥獣被害対策

【町で実施している電気柵支援事業】

・鳥獣被害防止総合対策交付金事業

▼補助率/定額

(令和6年度：電線1mにつき148円)

・舟形町有害鳥獣被害対策推進事業

▼補助率/1/2以内(上限20万円)



「被害防除」の要は、継続して行うことです。無理な計画を立てて作業者の負担を増やし、継続できなくなってしまうえば、被害は減少しません。町で推進している電気柵についても、導入の相談などをいつでも受付けています。費用対効果の観点からも、導入が本当に必要かどうか、町農業振興課と相談しながら判断していきましょう。

「被害防除」は継続が要

鳥獣の目撃情報

令和7年1月に入ってから町内でクマやイノシシの目撃情報が増えています。冬眠していないクマは気性が荒いことでも知られています。自分の身を守るために、住居や小屋、ハウスなどの戸締りをしっかり行うようにしましょう。町内でクマなどの鳥獣を見かけたら、速やかに町農業振興課までご連絡ください。



対策のポイント

有害鳥獣への対策は、
①有害鳥獣を近づかせないための「環境整備」
②農地などに入らせないための電気柵等の設置による「被害防除」
この2つの対策を段階的に実施し、最終的に有害鳥獣を捕獲することに繋がります。2つの対策のうち、1つでも欠けてしまふと鳥獣対策の効果を十分に発揮できません。



追払花火講習会を 開催



11月27日、生涯学習センターで、令和6年度追払花火講習会(舟形町鳥獣被害防止対策協議会主催)が開催されました。この講習会は、鳥獣等を追い払うために用いる花火を安全に使用する方法を学習するもので、当日は舟形町鳥獣被害防止対策実施隊16名のほか、一般の参加者が14名、計30名の参加がありました。受講した方には煙火保安手帳が交付され、追い払い活動での活躍が期待されます。

地域ぐるみで 身を守る

令和6年度は、クマの出没や人身被害についてのニュースが全国各地で報道されました。住宅地での目撃や人身被害も発生していて、鳥獣被害対策は農業を営む方だけがすればよいものでは無くなってきています。舟形町では昨年と比べクマの目撃件数は少なくなっているものの、冬季でも住宅が多い地域で目撃がありました。まずは「環境整備」を行うことが自分や家族、近所のみならずの身を守る第一歩です。対策の知識が無い方は興味を持つことから、知識のある方はその知識を共有することから始めましょう。一人で対策するのではなく、農業者の仲間や近隣のみならず、町内会と連携し対策をしていきましょう。

「環境整備」を 考えてみよう

環境整備で農地や身を守る

- ・実った柿や栗などはきちんと収穫する
- ・生ごみや野菜クズなどを放置しない
- ・家や農地の周りのヤブを放置しない

▼問い合わせ

舟形町農業振興課
☎(32)0947